地域の風が行き交う学校　コミュニティ・スクール弐分方小学校　第６号

弐分方だより

令和８年１０月１日

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://hachioji-school.ed.jp/nbkte/

相手への共感が民主主義の原点

清水　隆司

弐分方小学校では、年度初めの保護者会で校長が「いじめの防止等の基本的な方針と取組」を用いて、学校の基本的な考え方や防止に関する校内体制や児童の取組、保護者・地域・関係機関との連携について伝える機会を設けています。各担任ではなく、学校長自ら伝えることで学校の基本姿勢を明確にすることがねらいです。

しかし、毎回の学校評価での「学校はいじめに適切に対応し、いじめのない学校づくりに取り組んでいる。」の項目においては、「わからない」が 10%～20%台あります。当事者ではなかったり、子供からの話だけから聞いたりではよく分からない。そういった受け止めもあるでしょう。学校のいじめに対する認識や対応について、保護者・地域に対して、学校がどのような出来事をいじめとして捉えていて、その出来事に対してどのように対応しているのか、また、未然防止や早期発見のためにどのような取組を行っているのか、より理解していただくための啓発が必要であると考えます。

「社会一般的に捉えられているいじめに対する認識」、「保護者が学齢期であった頃のいじめに対する認識」、「これまでの生活経験や保護者間の会話からそれぞれが捉えるいじめへの認識」は保護者によってそれぞれ異なります。夫婦間でも異なることもあります。、かつて許容範囲だったものが、現在では法令違反やハラスメントの疑いがあるというのも社会の流れです。**教員同士においてもいじめについての捉えや対応をしっかりと理解することが組織としての対応**につながります。

いじめを行った側となった家庭における「いじめ」に対する価値観もそれぞれであります。学校から連絡があり、我が子の行為と学校での指導内容を伝えらた。そのような経験をされた保護者の方もいらっしゃるかと思います。時には学校から伝えられたことを受け入れられない。そんな時もあるでしょう。家庭によっては、学校に対して、いじめの認識が異なることや子供に負担になるようなことを挙げ、非難されることもあります。**子供たちのいじめには複合的な要因がありますが、学校は、決していじめをした側となった子供たちのことやその保護者を非難するのではなく、子供にいじめられた側の気持ちに思いを巡らせ、考え、今後の成長に期待し、その成長に保護者とともに一緒に考えていきたいという思いでいます。**

しかし、ケースによっては、両保護者の認識が埋まらないまま、結果、学校で共に生活する当事者の子供だけでなく、関係性のある友達にまで作用してしまい、それが学級経営や学年での取組、学級編成などに影響が出て、教育活動に配慮という制限が出てしまうこ

ともあります。

いじめ防止対策推進法第 2 条は、いじめを「被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しており、いじめた側のいじめる意図や悪意を要件とはなっていません。文部科学省も、「いじめかどうかは被害児童生徒の立場に立って判断する」と示しています。そのため、「ふざけていただけ」「いじめるつもりはなかった」「知らなかった」「笑っていたからいいと思った」・・・といったいじめた側の認識のみを理由にしていじめではないと判断することはできません。いじめられた側が心身の苦痛を訴えている場合は、**学校いじめ対策組織が法及び国の基本方針に基づき、いじめの疑いのある事案として認知し、事実関係を調査し、組織的に対応しなければなりません。学校は、いじめのについて様々な立場で異なる認識があることは理解していますが、同時に学校は法に基づいた対応があり、このことについて全ての保護者にご理解を求め、一緒に子供たちの成長を考えていただきたいと考えています。**

まずは、いじめをした側がいじめられた側に対しての心身の苦痛を感じている行為を止めることが前提です。その上でそれぞれの子供の成長を柱とした教育的指導を行うのが教育活動の場である学校です。学校は、決していじめた側の行為を糾弾したり、責任を保護者に求めたりするのではなく、それによって児童を罰するものとして法があるものではないことも理解していただかなければなりません。担任にとっては、いじめられた側・いじめた側という関係性があったとしても、自分が受けもつ子供たちであることは変わりません。それぞれの成長を願い、諦めずに関係性の修復を願い、日々子供たちと接しています。

学校は、教育基本法第一条にあるように「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成…」という教育の目的をめざし、全ての教育活動を通して学んでいく場である。**学校が他者との関わり方について考えさせる学びの場であることは、社会の形成者として必要な資質の一つであると考えます。学校と保護者が一緒に子供が未来の社会の形成者として成長を期待して考えていく機会になっていくことを強く願います。**

10月の予定

日	曜日	全体の行事等	１年行事	２年行事	３年行事	４年行事	５年行事	６年行事	1	2	3	4	5	6
1	木					プラネタリウム見学			5	5	6	6	6	6
2	金	集会 通知表配布					運動会係	運動会係	4	5	5	5	6	6
3	土													
4	日													
5	月	全校朝会							4	4	5	5	5	5
6	火	避難訓練							5	5	5	6	6	6
7	水	B時程							5	5	5	5	5	5
8	木	運動会全校練習							5	5	6	6	6	6
9	金	通知表回収					運動会係	運動会係	4	5	5	5	6	6
10	土													
11	日													
12	月	スポーツの日												
13	火	運動会全校練習							5	5	5	6	6	6
14	水	B時程							5	5	5	5	5	5
15	木								5	5	6	6	6	6
16	金	学級指導　運動会前日準備							4	4	4	4	4	5
17	土	運動会							4	4	4	4	4	4
18	日													
19	月	全校朝会							4	4	5	5	5	5
20	火	読み聞かせ 運動会予備日							5	5	5	6	6	6
21	水	振替休日												
22	木	いいなタイム			車人形				5	5	6	6	6	6
23	金	学級指導 運動会予備日							4	5	5	5	5	5
24	土													
25	日													
26	月	全校朝会 教育実習始(～11/16)							4	4	5	5	5	5
27	火	Q－Uアンケート							5	5	5	6	6	6
28	水	B時程				車いす体験			5	5	5	5	5	5
29	木	いいなタイム						車人形	5	5	6	6	6	6
30	金	学級指導				クラブ	クラブ	クラブ	4	5	5	6	6	6
31	土													